

公聴会参加希望者への注意事項

- ・参加希望者は、①問合せ時には所属・氏名・連絡先を申し出て、②公聴会当日に、自らの身分（例、社員証、学生証等）を示すこと。
- ・参加希望者は、公聴会の様子を録画、録音をすることはできない。
- ・公聴会実施において、ふさわしくない行為が見られた場合には、各審査委員会主査の判断により、退室や通信遮断を求めることがある。
- ・オンラインによる実施の場合、参加希望者はオンライン上の会議情報について他者への情報展開を差し控えること。また、公聴会参加時にカメラをONにしておくこと。